

第3部 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧対策

災害の復旧に際しては、市民の意向を尊重しつつ関係機関と緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として対策を実施する。

また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

1-1 公共施設の災害復旧対策

被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行うものとする。

災害復旧事業の対象事業は次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 道路・橋梁災害復旧事業
 - イ 地下鉄・ニュートラム災害復旧事業
 - ウ 河川災害復旧事業
 - エ 港湾施設災害復旧事業
 - オ 海岸保全施設災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
- (3) 農林水産施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 工業用水道施設災害復旧事業
- (6) 下水道施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業
- (8) 交通施設災害復旧事業
- (9) 社会福祉施設災害復旧事業
- (10) 市立医療施設、病院等災害復旧事業
- (11) 学校教育施設災害復旧事業
- (12) 社会教育施設災害復旧事業
- (13) その他災害復旧事業

1-2 災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関して、法律又は予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつすみやかに行う事となっている。

法律等により国が負担又は補助する災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助、助成する事業は、次のとおりである。

(1) 法律により国が負担又は補助する事業

対象となる事業	根拠となる法律及び条項
河川、海岸、道路、港湾、下水道等の公共土木施設の復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第3条第3条
公立学校の施設の復旧	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 第3条第3条
公営住宅及び共同施設の復旧	公営住宅法 第8条
災害により特別に施行される土地区画整理	土地区画整理法 第121条
海岸保全施設等の復旧	海岸法 第27条
感染症予防事業、感染症病院等の復旧	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条
災害により特に必要となった廃棄物処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条
臨時の予防接種	予防接種法 第22条
農地、農業用施設、共同利用施設等の復旧	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 第3条
上水道施設の復旧	水道法 第45条
下水道施設の復旧	下水道法 第34条
道路の復旧	道路法 第56条
河川の復旧	河川法 第60条～第62条、第65条の2
鉄道の復旧	鉄道軌道整備法 第8条
生活保護施設の復旧	生活保護法 第75条
児童福祉施設の復旧	児童福祉法 第52条
老人福祉施設の復旧	老人福祉法 第26条
身体障害者更生援護施設の復旧	身体障害者福祉法 第37条の2
知的障害者援護施設の復旧	知的障害者福祉法 第26条
婦人保護施設の復旧	売春防止法 第40条

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

対象となる事業	適用条項
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
公共土木施設災害復旧事業	第3条
公共土木施設災害関連事業	
公立学校施設災害復旧事業	
公営住宅等災害復旧事業	
生活保護施設災害復旧事業	
児童福祉施設災害復旧事業	
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム災害復旧事業	
身体障害者更生養護施設災害復旧事業	
知的障害者更生施設、知的障害者授産施設災害復旧事業	
婦人保護施設災害復旧事業	
伝染病院、隔離病舎等災害復旧事業	
伝染病予防事業	
公共施設区域内の堆積土砂排除事業	
公共施設区域外の堆積土砂排除事業	
湛水排除事業	
農林水産業に関する特別の助成	
農地等の災害復旧事業又は災害関連事業	第5条
農林水産業共同利用施設の災害復旧事業	第5条、第6条
開拓者等の施設の災害復旧事業	第7条
天災による被害農林漁者等に対する資金の融通に関する暫定措置	第8条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	第9条
土地改良区等の行う湛水排除事業	第10条
共同利用小型漁船の建造費の補助	第11条
森林災害復旧事業	第11条の2
中小企業に関する特別の助成	
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第12条
中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	第13条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	第15条

対象となる事業	適用条項
その他の財政援助及び助成	
公立社会教育施設災害復旧事業	第16条
私立学校施設災害復旧事業	第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	第20条
水防資材費補助の特例	第21条
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例	第23条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入等	第24条
雇用保険による求職者給付の支給に関する特例	第25条

1-3 ライフラインの復旧に関する連携

- (1) 災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、道路管理者（港湾管理者）の協力のもと、各部・関係機関が連携し、ライフライン施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の被害状況、措置状況及び復旧状況の把握、並びにこれらの施設に係る復旧対策の調整を行う。

主な調整事項は、次のとおりとする。

- ① ライフライン被害情報の共有化
- ② 道路被害・交通規制情報の共有化
- ③ ライフライン応急復旧情報の共有化
- ④ 道路の応急復旧情報の共有化
- ⑤ 上記応急復旧の調整

- (2) 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

ア 上水道施設

(ア) 復旧計画

水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(イ) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

イ 下水道

(ア) 復旧計画

- ① 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案

し、復旧効果の大きいものを優先する。

③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(イ) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

ウ 電気施設（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(ア) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定にあたっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ③ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(イ) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

エ ガス施設（大阪ガス株式会社）

(ア) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定にあたっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(イ) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

オ 電話施設（西日本電信電話株式会社（大阪支店））

(ア) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(イ) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

カ 放送施設（日本放送協会大阪拠点放送局）

(ア) 復旧計画

- ① 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。

- ② 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ③ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシ又は新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(イ) 広報

災害時においては、市や関係機関等への情報提供に努める。

キ 鉄道施設（各鉄道事業者）

(ア) 復旧計画

- ① 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- ② 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

(イ) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

第2節 復興対策

2-1 復興の基本方針

復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていくための基本方針は次のとおりである。

(1) 復興の推進体制及び対象

大規模災害等により市域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに災害対策本部が復興事業実施の総合調整を行い、各部が連携して復興計画を策定する。

復興の対象は、市街地再建をはじめ、これにかかわる市民生活再建を基本とし、時限的な市街地再建と復興計画への合意形成を図りながら、復興事業を推進していく。

(2) 復興計画

迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び大阪府の復興基本方針に即して、大阪府と共同して定めることができる。

また、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

エ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ 復興計画の期間

キ その他復興事業の実施に関し必要な事項

(3) 復興事業までの流れ

ア 被災状況の把握

災害発生後、早期に調査、情報収集を行い、復興計画を策定するための基礎資料としての被害状況を取りまとめる。

イ 地域指定の検討

災害発生前の市街地整備状況や被害状況を踏まえ、復興事業を行うべき地域の候補を選定する。必要に応じ復興対象地区の指定を行い復興計画（案）を策定する。また、被災住民へ復興計画への参画を働きかけ、被災住民の意見を反映させる。

ウ 広く市民等の意見を反映した復興計画の策定

策定された復興計画（案）をもとに、より広く意見を聞くため、必要に応じ関係機関や有識者等の意見も取り入れ復興計画をより良いものにしていく。

エ 復興事業の実施

被災住民の合意形成がなされたところから復興事業の実施を進めていくことになるが、その際にも十分に市民への広報・周知を行うものとする。

2-2 復興のための事前準備

復旧計画の迅速かつ確かな作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。